

平成25年(ワ)第252号、平成26年(ワ)第101号、

平成27年(ワ)第34号 損害賠償請求事件

原 告 第2陣・相双地区住民ら

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面(428)

中間指針第五次追補の概要等

令和5年3月31日

福島地方裁判所いわき支部合議1係 御中



被告訴訟代理人 弁護士

田 中 清



同

金 山 伸 宏



同

中 嶋 乃 扶 子



同

小 谷 健 太 郎



同

川 見 唯 史



被告訴訟復代理人 弁護士

岡 野 真 之



同

三 森 健 司



同

堀 尾 拓 未



同

金 川 素 大



目次

第 1	はじめに	1
第 2	第五次追補の概要等	2
1	過酷避難状況による精神的損害	2
2	避難費用及び日常生活阻害慰謝料	3
3	生活基盤喪失・変容による精神的損害	3
4	相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基づく精神的損害	6
5	精神的損害の増額事由	6
6	自主的避難等に係る損害	7
7	中間指針第五次追補を踏まえた被告による訴訟外賠償	7
第 3	中間指針等が示す賠償の目安額は本件事故から一般的に生じた被害として類型的に把握される要素を網羅的に評価の上で定められたものであって、最低限の基準などではないこと	12
1	第五次追補による改定後の指針が示す損害額の目安は、本件事故に関する確定判決の詳細な調査・分析等を経て示されたものであること	12
2	中間指針等が示す賠償額の目安額が最低限の基準ではないことは第五次追補の策定に向けた検討の中で改めて確認されていること	13
第 4	結語	15

第1 はじめに

令和4年12月20日、原子力損害賠償紛争審査会は「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」（乙B342。以下「**第五次追補**」という。）を公表した。

第五次追補の策定は、本件事故に係る7件の集団訴訟に関する控訴審判決¹が確定したことを契機として、中間指針等の見直しの要否の検討を経てなされたものであり、その策定に向けては、確定済み各判決の詳細な調査・分析を実施するため原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第4条に基づき専門委員²が任命され、検討開始から第五次追補公表までの間に計8回の審査会が開催されている³。

本書においては、第五次追補の概要等を整理した上で（下記「**第2**」）、中間指針等が示す賠償の目安額は本件事故から一般的に生じた被害として類型的に把握される要素を網羅的に評価の上で定められたものであって、類型的に把握することのできない個別の被害事実が明らかになっているような場

¹ 仙台高判令和2年3月12日（いわき訴訟）、東京高判令和2年3月17日（小高訴訟）、仙台高判令和2年9月30日（生業訴訟）、東京高判令和3年1月21日（前橋訴訟）、仙台高判令和3年1月26日（中通り訴訟）、東京高判令和3年2月19日（千葉訴訟）、高松高判令和3年9月29日（松山訴訟）。

² 大塚直氏（早稲田大学大学院法務研究科教授）、米村滋人氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）、青野洋士氏（公証人）、日下部真治氏（弁護士）、末石倫大氏（弁護士）。

³ 第56回（令和4年4月27日：専門委員を任命することの決定等）、第57回（令和4年8月8日：専門委員による判決等の調査・分析の状況についての報告等）、第58回（令和4年9月26日：専門委員による判決等の調査・分析に関する中間報告の実施等）、第59回（令和4年11月10日：専門委員による判決等の調査・分析に関する最終報告の実施、中間指針等見直しの要否に関する論点の検討等）、第60回（令和4年11月28日：中間指針等見直しの要否に関する検討）、第61回（令和4年12月5日：中間指針等見直しの要否に関する検討）、第62回（令和4年12月12日：第五次追補（素案）の審議等）、第63回（令和4年12月20日・第五次追補（案）の審議等）。

合を除き、本件事故による損害の評価として十分な水準にあることを明らかにする（下記「**第3**」）。

第2 第五次追補の概要等

第五次追補による変更点（第四次追補までの中間指針等の内容からの変更点）の概要は、以下のとおりである。

1 過酷避難状況による精神的損害

(1) 本件事故発生時に避難区域におり、避難等を余儀なくされた者及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者を対象として、一人30万円（福島第二原子力発電所から半径8～10km圏内でかつ福島第一原子力発電所から半径20km圏内に含まれない区域については一人15万円）を追加で賠償されるべき損害の目安額とした。

(2) 上記指針の目安額の策定に当たっては、本件事故直後に、着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷な避難を強いられたこと、放射線関連の情報が不足している中で被ばくの不安を抱きながら避難をしたこと、避難後早くても2か月間は一時立入りも認められなかつたこと等により避難の過酷さが増したと考えられること等が勘案されている（第五次追補「第2」の「1過酷避難状況による精神的損害」の「損害項目」の備考1参照）。

なお、屋内退避区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点及び地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域については、政府の避難指示等により避難を強制されたものではないことから、類型的に着の身着のまま取るものも取り敢えずの避難を余儀なくされたとまでは認められないと評価されて

いる⁴。

2 避難費用及び日常生活阻害慰謝料

帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域（以下「**帰還困難区域等**」という。）について、避難費用及び日常生活阻害慰謝料を合算した損害額の目安を850万円と定めた（下記の「生活基盤喪失による精神的損害」と合算した慰謝料額は1550万円）。

なお、帰還困難区域等を除く各区域に係る日常生活阻害慰謝料の額については、第五次追補による変更は生じていない（旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域につき一人850万円、旧緊急時避難準備区域について一人180万円）。

3 生活基盤喪失・変容による精神的損害

(1) 生活基盤喪失・変容による精神的損害として、下記の各金額を賠償されるべき損害の目安額とした。なお、帰還困難区域等に関しては、中間指針第四次追補が「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に対する一括賠償として700万円を認めており、実質的な変更は生じていない。

① 帰還困難区域等

生活基盤喪失による精神的損害として一人700万円

② 旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域

生活基盤変容による精神的損害として一人250万円

⁴ 第五次追補「第2」の「1 過酷避難状況による精神的損害」の「損害項目」の備考1参照。

③ 旧緊急時避難準備区域

生活基盤変容による精神的損害として一人 50 万円

(2) 生活基盤喪失・変容による精神的損害に関し、第五次追補は以下のよう
な点を踏まえて損害の目安額を示している⁵。

「生活基盤」とは、「被害者にとっての本件事故前の生活の基盤を指し、
人的関係や自然環境なども包摂する経済的・社会的・文化的・自然的環境全
般を意味するもの」であり、「ハード面のインフラに尽きるものではな」く、
本件事故に係る確定済みの判決のうち一部の判決が認定する「故郷の喪失又
は変容」における「故郷」と同義（あるいは生活基盤を被害者の側から捉え
たものが「故郷」）であると位置付けられている。

その上で、「生活基盤の喪失による精神的損害」とは「生活基盤が本件事
故前の状況から著しく毀損されたことにより被害者に生ずる精神的損害」、
「生活基盤の変容による精神的損害」とは「生活基盤が本件事故前の状況か
らかなりの程度毀損されたことにより被害者に生ずる精神的損害」をそれぞ
れ意味するものとされている。

帰還困難区域等に関しては、第五次追補に先立って第四次追補が「長年住
み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、
そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に対する一括賠償とし
て 1000 万円を定めているところ（第四次追補「第 2」の 1 の指針 I 及び
備考 1 参照）、第五次追補は、そのうち 700 万円が「生活基盤喪失による
精神的損害」であると位置付けている⁶。

⁵ 第五次追補「第 2」の「2 避難費用、日常生活阻害慰謝料及び生活基盤喪失・変容に
による精神的損害」の指針 I 及び備考参照。

⁶ 第四次追補における 700 万円の一括賠償の趣旨は、「実質的には、生活基盤が本件事
故前の状況から著しく毀損されたことにより被害者に生ずる精神的損害を賠償するものと

これに対し、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域に関しては、第五次追補が新たに「生活基盤変容による精神的損害」の損害額の目安を定めた。このうち旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域に関しては、「長期間に及ぶ避難指示により、本件事故前に当該地域に存在した生活基盤が大きく変容しており、平成29年4月までに全ての避難指示が解除され、物理的インフラの復旧も進み、実際にある程度の住民が帰還するなどして一定の復興を遂げている地域があるものの、その一方で長期間に及ぶ避難指示の期間中に帰還を断念し本拠を別の地へ移した者や、未だに帰還の決意ができない者も相当数存在したことも認められ、本件事故前の状況からかなりの程度毀損された生活基盤が事故前の状況に戻る見通しは立っておらず、このような変容した生活基盤を受け容れざるを得ない状況にあることが認められる」ことを、「生活基盤変容による精神的損害」を認めることとして挙げている⁷。

また、旧緊急時避難準備区域に関しては、「本件事故発生から約6ヶ月後に指示が全て解除され、避難を実施せずに滞在を続けた居住者も相当数あることから、避難指示区域とは異なり、一定の地域社会が残っていたと考えられるものの、解除後も生活基盤の回復に一定程度の期間を要し、多数の住民の帰還が相当程度の期間できなかったことも認められる」ことを、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域に準じて「生活基盤変容による精神的損害」を認める理由として挙げている⁸。

同義」であり、「帰還困難区域等における生活基盤喪失による精神的損害を賠償する性質のものであるといえる」としている（第五次追補「第2」の「2 避難費用、日常生活阻害慰謝料及び生活基盤喪失・変容による精神的損害」の備考7参照）。

⁷ 第五次追補「第2」の「2 避難費用、日常生活阻害慰謝料及び生活基盤喪失・変容による精神的損害」の備考8参照。

⁸ 第五次追補「第2」の「2 避難費用、日常生活阻害慰謝料及び生活基盤喪失・変容による精神的損害」の備考9参照。

4 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基づく精神的損害

- (1) 本件事故発生時に計画的避難区域又は特定避難勧奨地点に生活の本拠としての住居があった者を対象として、子供及び妊婦につき一人60万円、それ以外の者につき一人30万円を追加で賠償すべき損害の目安額とした。
- (2) 対象者は「(避難実施までの)滞在期間中、生活環境が健康に及ぼす影響について安心できる生活空間を享受する利益を侵害された」と捉えた上で、「安心できる生活空間を享受する利益の侵害により生ずる健康不安は、その性質上、対象区域から避難することにより直ちに解消されるものではなく、避難実行後も引き続き存続すると考えられ」、そのような健康不安は平成23年12月に福島県「県民健康管理調査」の結果が公表されるまでの間は存続したと考えられるとして、これらの事情が上記指針の目安額の策定において勘案されている⁹。

5 精神的損害の増額事由

要介護状態にあること、身体又は精神の障害があること等の一定の個別事情があり、かつ通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合には、日常生活阻害慰謝料を増額するものと定めた。

なお、第五次追補における精神的損害の増額事由についての規定は、本件事故に関する7件の確定判決の内容を踏まえてのものではなく、ADRセンターが個別の事案について和解仲介をする中で策定した総括基準のうち平成24年2月14日付け「総括基準（精神的損害の増額事由等について）」を

⁹ 第五次追補「第3」の「3 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基づく精神的損害」の「損害項目」の指針I及び備考1、3参照。

直接請求手続を通じた賠償に適用することによって賠償が促進されることを期待して置かれたものである¹⁰。

6 自主的避難等に係る損害

(1) 本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者のうち、子供・妊婦以外の者について、精神的損害に生活費の増加費用等を合算した額として、賠償されるべき損害額の目安額を一人20万円とし、中間指針第一次追補を踏まえて支払われている12万円の賠償金¹¹を当該20万円から控除することができるとされた。

なお、子供・妊婦については、第五次追補による変更は生じていない。

(2) 上記指針の目安額の策定に当たっては、自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った者においては生活費の増加費用や移動費用が生じ、あわせて一定の精神的苦痛が生じたと考えられること、滞在者においては放射線被ばくへの恐怖や不安やこれに伴う行動に自由の制限等を余儀なくされることによる精神的苦痛が生じ、併せてそれらの不安等により生活費の増加費用も生じている場合があると考えられこと等が勘案されている（第五次追補「第3」の「損害項目」の備考1参照）。

7 中間指針第五次追補を踏まえた被告による訴訟外賠償

以上のとおりの中間指針第五次追補の策定を受けて、被告においては、訴訟外において直接請求手続を通じた賠償を行う方針であり、令和5年1月31日

¹⁰ 第五次追補「第2」の「4 精神的損害の増額事由」の備考1参照。

¹¹ 第5次追補「第3」の「損害項目」の指針III、「中間指針第五次追補に関するQ&A集」の問33参照。第1次追補で示された目安の8万円に加え、追加的費用として支払われた4万円についても、精神的損害に係る賠償額から控除することができるとされている。

にプレスリリース「中間指針第五次追補決定を踏ました避難等に係る精神的損害等に対する追加の賠償基準の概要について」（乙B343）を公表した。

その内容は、上記でみた中間指針第五次追補の指針の内容に即したものとなっているが、同追補が示す目安額を超えている金額を自主的に賠償するもの及び同指針に記載がない中で自主的に賠償を行うものもある。

また、「精神的損害の増額事由」については、被害者の方々の個々の事情に基づいて賠償期間や賠償額が定まるものであり、避難指示区分等によって一律の賠償額が定まるものではない。これらの増額事由については、今後、賠償の考え方を整理・公表していく予定である。

以下では、避難指示区分等に従って類型的に賠償額が定まる賠償基準について、中間指針第五次追補を踏ました被告の自主賠償基準に基づく精神的損害等の訴訟外賠償の全体像について、区域ごとに整理して主張する。

① 帰還困難区域等

一人 1580万円（第五次追補前公表賠償額 1450万円）

（内訳）日常生活阻害慰謝料 850万円、過酷避難慰謝料 30万円、生活基盤喪失慰謝料 700万円

ただし、計画的避難区域の指定を経て帰還困難区域に指定された区域については、子供及び妊婦以外は、日常生活阻害慰謝料 850万円、相当線量地域滞在慰謝料 30万円、生活基盤喪失慰謝料 700万円、合計 1580万円で上記と同額であるが、子供及び妊婦は、日常生活阻害慰謝料 850万円、相当線量地域滞在慰謝料 60万円、生活基盤喪失慰謝料 700万円となり、一人 1610万円となる。

② 旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域

一人 1130万円（第五次追補前公表賠償額 850万円）

(内訳) 日常生活阻害慰謝料 850万円、過酷避難慰謝料 30万円、生活基盤変容慰謝料 250万円

ただし、計画的避難区域の指定を経て居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された区域については、子供及び妊婦以外は、日常生活阻害慰謝料 850万円、相当線量地域滞在慰謝料 30万円、生活基盤変容慰謝料 250万円、合計 1130万円で上記と同額であるが、子供及び妊婦は、日常生活阻害慰謝料 850万円、相当線量地域滞在慰謝料 60万円、生活基盤変容慰謝料 250万円となり、一人 1160万円となる。

③ 旧緊急時避難準備区域

一人 230万円（第五次追補前公表賠償額 180万円）

(内訳) 日常生活阻害慰謝料 180万円、生活基盤変容慰謝料 50万円

④ 旧屋内退避区域及び南相馬市の一帯地域内（中間指針第五次追補には指針なし）

ア 子供及び妊婦以外の者

一人 90万円（第五次追補前公表賠償額 70万円）

(内訳) 日常生活阻害慰謝料 70万円、自主的避難等に係る損害 20万円

イ 子供及び妊婦

一人 122万円（変更なし）

⑤ 特定避難勧奨地点

ア 子供及び妊婦以外の者

・伊達市

一人 280万円¹²（第五次追補前公表賠償額 258万円）

(内訳) 日常生活阻害慰謝料 250万円、相当線量地域滞在慰謝料 30万円

・川内村

一人 280万円（第五次追補前公表賠償額 250万円）

(内訳) 日常生活阻害慰謝料 250万円、相当線量地域滞在慰謝料 30万円

・南相馬市

一人 520万円（第五次追補前公表賠償額 490万円）

(内訳) 日常生活阻害慰謝料 490万円、相当線量地域滞在慰謝料 30万円

イ 子供及び妊婦

・伊達市

一人 310万円¹³（第五次追補前公表賠償額 290万円）

(内訳) 日常生活阻害慰謝料 250万円、相当線量地域滞在慰謝料 60万円

・川内村

一人 310万円（第五次追補前公表賠償額 298万円）

¹² 自主的避難等に係る損害として、本件事故当時、伊達市の特定避難勧奨地点に住居のあった子供並びに妊婦に対して支払った40万円及び子供並びに妊婦以外の者に対して支払った8万円については、それぞれ相当線量地域滞在慰謝料から控除する。

¹³ 自主的避難等に係る損害として、本件事故当時、伊達市の特定避難勧奨地点に住居のあった子供並びに妊婦に対して支払った40万円及び子供並びに妊婦以外の者に対して支払った8万円については、それぞれ相当線量地域滞在慰謝料から控除する。

(内訳) 日常生活阻害慰謝料 250万円、相当線量地域滞在慰謝料 60万円、

・南相馬市

一人 550万円（第五次追補前公表賠償額 538万円）

(内訳) 日常生活阻害慰謝料 490万円、相当線量地域滞在慰謝料 60万円

⑥ 自主的避難等対象区域

ア 子供及び妊婦以外の者

一人 20万円（第五次追補前公表賠償額 12万円¹⁴⁾）

(内訳) 自主的避難等に係る損害 20万円

イ 子供及び妊婦

一人 72万円（変更なし）

⑦ 避難指示等対象区域¹⁵内（ただし、計画的避難区域及び特定避難勧奨地点を除く¹⁶。）の住民が避難等対象区域または自主的避難等対象区域内に避難または滞在した期間の自主的避難等に係る損害

¹⁴ 中間指針等が定める目安額は8万円であるが、自主賠償額としてこれに4万円を付加して賠償している。

¹⁵ (1)避難区域、(2)屋内退避区域、(3)計画的避難区域、(4)緊急時避難準備区域、(5)特定避難勧奨地点、(6)地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域の総称（中間指針（乙B4）の1頁参照）。

¹⁶ 計画的避難区域及び特定避難勧奨地点の住民に対しては、「相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基づく精神的損害」が支払われるため、同期間を対象とする自主的避難等に係る損害は対象外となる（乙B342・35頁）。

ア 子供及び妊婦以外の者
一人 20万円（第五次追補前公表賠償額 4万円）
イ 子供及び妊婦
一人 48万円（変更なし¹⁷⁾

⑧ 福島県県南地域又は宮城県丸森町における自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補には指針なし。被告東京電力による自主賠償。）

ア 子供及び妊婦以外の者
一人 10万円（第五次追補前公表賠償額 4万円）
イ 子供及び妊婦
一人 28万円（変更なし¹⁸⁾

第3 中間指針等が示す賠償の目安額は本件事故から一般的に生じた被害として類型的に把握される要素を網羅的に評価の上で定められたものであって、最低限の基準などではないこと

1 第五次追補による改定後の指針が示す損害額の目安は、本件事故に関する確定判決の詳細な調査・分析等を経て示されたものであること

第五次追補の策定に当たり、原子力損害賠償紛争審査会は、「法律の学識経験者から専門委員を任命し、確定判決における本審査会の指針の内容についての評価、本審査会の指針には示されていない類型化が可能な損害項目や

¹⁷ 従前より、平成23年4月23日から平成24年8月31日までを対象期間として48万円を支払っており、今回の指針改定に伴う加算はない。

¹⁸ 子供及び妊婦以外の者に対しては、従前より、自主賠償基準に基づき、精神的損害24万円、追加的費用等4万円を支払っており、今回の指針改定に伴う加算はない。

損害額の算定方法等の新しい考え方が抽出可能か等について、必要に応じ、「ADRセンターにおける事例（和解・打切り）の情報提供も受け、詳細に調査・分析を行うこと」を第56回審査会において確認した。その後、専門委員は第58回審査会において中間報告、第59回審査会において最終報告をそれぞれ提出しており、最終報告を踏まえて原子力損害賠償紛争審査会における検討がさらに数度なされた上で、第63回審査会における最終的な第五次追補（案）の審議を経て第五次追補が策定・公表された¹⁹。

このような策定経緯に鑑みると、第五次追補は、本件事故に関する7件の確定済み控訴審判決の分析結果を反映させたものであって、本件事故による被害の実態に即し、本件事故から一般的に生じた被害として類型的に把握される要素を網羅的に評価した結果として示されたものである。したがって、第五次追補による改定後の指針が示す損害額の目安は、類型的に把握するとのできない個別の被害事実が明らかになっているような場合を除き、本件事故による損害の評価として十分な水準にあるものというべきである。

2 中間指針等が示す賠償額の目安額が最低限の基準ではないことは第五次追補の策定に向けた検討の中で改めて確認されていること

中間指針等は、「当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」（原賠法18条2項2号）であって、そのような「一般的な指針」としての位置付け・性質に鑑みれば、中間指針等が示す賠償額の目安は、一般的に生じた被害として類型的に把握される要素については網羅的に評価の上で定められたものである。

この点、以下に引用する第60回審査会における内田貴会長の補足説明（乙B344・10頁。下線は引用者による。）からも、中間指針等が示す

¹⁹ 第五次追補「第1」の「1 経緯」参照。

賠償の目安額は本件事故から一般的に生じた被害として類型的に把握される要素を網羅的に評価の上で定められたものであることは明らかである。

明石委員：明石でございます。私は専門家ではないので、1点お伺いしたいんですが、人によってかなり差があるということで、何を目安としてということがあるんですが、こういう場合は、一般的に、あまり過酷状況がひどくない人、それから、最もひどい人の、例えば平均値とか中間を取るんでしょうか。それとも、決めることができない場合は、一番ひどい場合、いわゆる我々の放射線の分野で言うと、保守的にとか安全側にという言葉で大きい数字を取ることがあるんですが、この場合はどういう考え方をするのか御教示いただけたらと思います。

内田会長：ここでの考え方は恐らく、最大公約数的といいますか、人によつて様々な違いがあるわけですが、全員に共通して定型的に認められるのはこのぐらいであるという額を出すという趣旨であろうと思います。

ただ、例外的にもちろん、それよりも少ないという方がいるかもしれませんけれども、その場合に、少ない方に合わせるというのではなく、最も平均的な、共通している部分を賠償額として示すというのがこれまでの指針の考え方であったと思います。

ですから、最大公約数という言い方がいいのかどうか分かりませんが、最も共通して生じていると思われるレンジの額を提示する。それよりも、個別事情によって多い方については、ADRで個別の証明をして、加算するということもあり得るという趣旨であろうと思います。

明石委員：分かりました。ありがとうございます。

内田会長：はい。これまでの中間指針の考え方そのものは変わっていないという趣旨であろうと思います。

また、その後に開催された第61回原賠審においても、内田貴会長は以下のとおり中間指針等に定める賠償額が最低限の水準ではないことを明示的に述べている（乙B345・44～45頁。下線は引用者による。）。

内田会長：もともと、指針というのは必ずしも最低限という趣旨ではなくて、あるカテゴリーの被害者に共通に生じている損害について、もし裁判をすれば大体どのくらいの額が認容されるであろうかというところ、つまり最も合理的に算定した場合に共通して認容されるであろう額を示して、それを賠償の指針にするという趣旨で当初はつくられておりました。そうすると、その額よりも多い方、個別事情によって多い方もいれば少ない方も現実にはいるわけですが、しかし、少ない方について額を減らすということはしませんので、そうすると結果的には、あたかも最低限であるかのように機能する。個別事情に応じて増やす方向でのみ修正がされることになりますけど、しかし、必ずしも生じている損害の中で最低の部分を取っているというわけではなくて、共通して生じている損害を合理的に算定すればどうなるかというところの基準を示そうとしたものであると理解しております。

第4 結語

第五次追補は、本件事故に係る7件の集団訴訟に関する控訴審判決が確定したことを契機として、専門委員の関与の下、当該各判決を詳細かつ緻密に調査・分析の上、本件事故から一般的に生じた被害として類型的に把握される要素を網羅的に評価した結果策定されたものであって、本件事故による被害の実態に最も即したものである。

そして、「類型的に把握することのできない個別の被害事実」が明らかになつた場合は、第五次追補が示す賠償額の目安を超える損害額が認定され得

るもの、本件訴訟においては、原告らは各自が被った被害（損害）につき、「類型的に把握することのできない個別の被害事実」を主張・立証し得ていない。

したがって、原告らが被った精神的損害の額として認定され得るのは、（個別事情に基づき上記被害事実が別途主張・立証されない限り）第五次追補に基づく改定後の中間指針等が示す賠償額の目安の範囲内に留まる。

以上